

5. 法令

5.法令 目次

- 5.1 土壌汚染対策法以外の物質の扱い
- 5.2 ダイオキシン類により汚染されている場合の処理
- 5.3 廃棄物が混ざっている場合の処理
- 5.4 油が混ざっている場合の処理
- 5.5 地下水を公共用水域へ排水する場合
- 5.6 自治体条例の関係、注意点
- 5.7 その他

5.1 土壤汚染対策法以外の物質の扱い

土壤汚染対策法の特定有害物質以外にも、掘削等により廃棄物等が確認された場合は、関連法令に沿った対策・処理が必要となります。

【対策・処理が必要となる廃棄物等一覧】

種別	関連法令・ガイドライン	特徴
ダイオキシン類	【ダイオキシン類基準不適合土壤の処理に関するガイドライン】	ダイオキシン類濃度が3ng-TEQ/g以上含んだ廃棄物は、特別管理産業廃棄物として産業廃棄物処理業者へ搬出
産業廃棄物 (コンガラ、アスガラ、レンガ、木片、プラ、汚泥)	【廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）】 【建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル】	土壤に混入した産業廃棄物は全て分別して産業廃棄物処理業者へ搬出
油 (油汚染土) (油混じり残土)	【油汚染対策ガイドライン】	油汚染土は建設発生土の受入業者では受取不可 産業廃棄物として処分

5.2 ダイオキシン類により汚染されている場合の処理

【土壌にダイオキシン類が混ざっている場合】

ダイオキシン類基準不適合土壌の処理に関するガイドライン
(平成23年6月)

環境省水・大気環境局土壌環境課

【基準値】

土壌環境基準：1000pg-TEQ/g以下

【ダイオキシン類を含む土壌の対策方法】

汚染土壌の除去・浄化



- ・ 掘削除去
- ・ 原位置浄化（抽出、分解）

汚染土壌の飛散・流出防止



- ・ 原位置封じ込め
- ・ 盛土、植栽、舗装

【ダイオキシン類を含む土壌の処理方法】

掘削除去により場外で処理を行う場合、汚染土壌処理施設にて処理を行います。※ダイオキシン類は土壌汚染対策法に基づく許可の対象にはなっていないことから、処理をするにあたっては事前にダイオキシン濃度を伝え、処理の可否を確認する必要があります。

5.2 ダイオキシン類により汚染されている場合の処理

【ダイオキシン類を含む土壌の処理方法】

ダイオキシン類基準不適合土壌の処理は、下記のいずれかに該当する許可を取得している処理施設にて行います。

① 汚染土壌処理施設の許可

(土対法第22条第1項の汚染土壌処理施設の許可)

② 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の許可

1) 浄化施設、セメント焼成施設及び前処理施設の場合

⇒廃掃法第14条の4第6項の特別管理産業廃棄物処理業の許可

廃掃法第15条第1項の産業廃棄物処理施設の設置許可

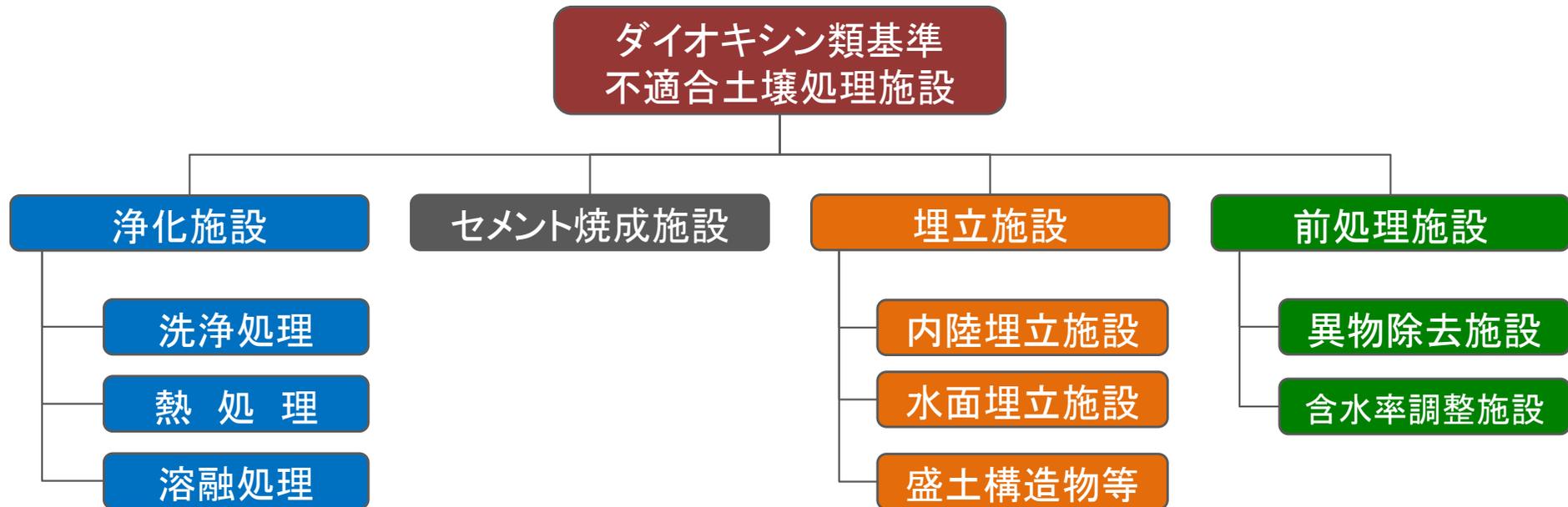
2) 埋立施設の場合

⇒廃掃法第14条第6項の産業廃棄物処分業の許可

廃掃法第15条第1項の産業廃棄物処理業の設置許可

5.2 ダイオキシン類により汚染されている場合の処理

【ダイオキシン類基準不適合土壌処理施設の種類及び処理方法】



【ダイオキシン類を含む土壌の処理方法】

処理施設の検索方法

- ① 環境省のHPに掲載されている『土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業者一覧』を参照

URL: <https://www.env.go.jp/water/dojo/wpcl.html>

- ② 公益財団法人産業廃棄物処理業振興財団のHPより検索可能

URL: <https://www2.sanpainet.or.jp/sanpai/>

5.3 廃棄物が混ざっている場合の処理

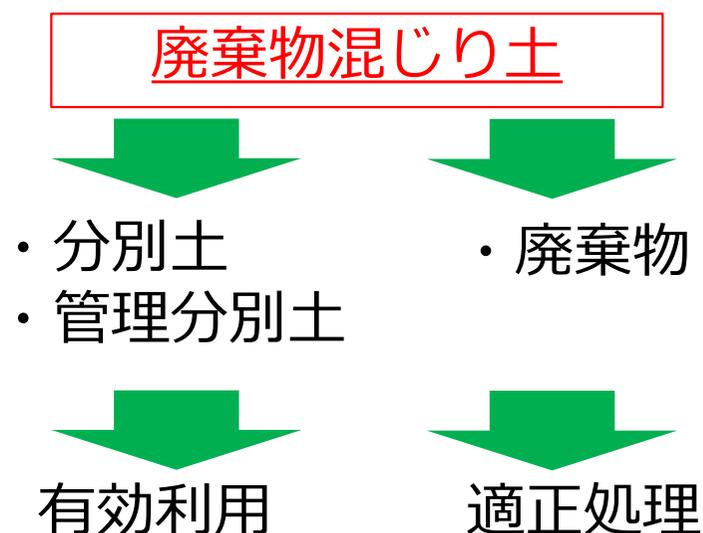
【土壌に廃棄物が混ざっている場合】

建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル
(令和元年6月)
土木研究センター

【廃棄物が混ざった土壌の処理方法】

廃棄物と分別土に分別・分級を行い、土壌は分別土として、廃棄物は廃掃法に則り適正に処分を行います。

※廃棄物混じりの土砂をふるい等により選別した場合であっても、一般的には廃棄物の混じった土砂として総体を廃棄物とみなされる場合があります。



5.4 油が混ざっている場合の処理

【土壌に油類が含まれている場合】

油汚染対策ガイドライン（平成18年3月）

中央環境審議会土壌農薬部会 土壌汚染技術基準等専門委員会

【基準】

土地利用の目的や方法に応じて目標値を設定



油臭・油膜・TPH濃度※

※TPHとは全石油系炭化水素（Total Petroleum Hydrocarbon）の略

「油汚染問題」とは「鉱油類を含む土壌に起因して、その土地又は周辺の土地を使用している又は使用しようとする者に油臭や油膜による生活環境保全上の支障が生じていること」とされています。

5.4 油が混ざっている場合の処理

【油が混ざった土壌の対策方法】

地表への油臭遮断・油膜遮蔽



- ・盛土
- ・舗装

油含有土壌の浄化等



- ・掘削除去
- ・原位置浄化（抽出、分解）

井戸水等への油分の拡散防止



- ・原位置封じ込め（遮水壁）
- ・バリア井戸
- ・地下水揚水

【油が混ざった土壌の処理方法】

掘削除去により場外で処理を行う場合、汚染土壌処理施設にて処理を行います。

※油含有土壌は土壌汚染対策法に基づく許可の対象にはなっていないことから、処理をするにあたっては事前にTPH濃度・油臭・油膜の有無等の情報を伝え、処理の可否を確認する必要があります。

5.5 地下水を公共用水域へ排出する場合の処理

【工事に伴い排水を行う場合】

放流先により参照すべき基準が異なります。

- 河川、海域 → 水質汚濁防止法に基づく 一律排水基準 以下での排水
- 公共下水 → 下水道法の規定に基づく 下水排除基準 以下での排水

【地下水基準との違い】

一律排水基準、下水排除基準

- ・ 基準値は地下水基準の概ね10倍
(1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、カドミウム、シアン、PCB、有機リン等は例外あり)
- ・ 特定有害物質以外にダイオキシン類や生活環境項目
(pH、SS、ノルマルヘキサン、鉍物類等) の基準あり

【工事期間中における排水の採取・分析】

水質汚濁防止法に基づく排水基準が適用される特定事業場においては 年1回以上 の頻度で排水の採取・分析を実施します。

※自治体によっては1日あたりの排水量により上乗せの条例有り

5.6 自治体条例の関係、注意点

【各自治体による上乘せ条例の一例】

法だけおさえておけばOKという訳ではありません

各自治体で条例に該当する場合は届出が必要になります。

※2025年2月1日現在

【敷地面積】

東京都

3,000m²以上の敷地内における形質変更

【形質変更の面積要件】

横浜市

2,000m²以上の形質変更

広島県

1,000m²以上の形質変更

【届出義務】

新潟県

対象や契機を特定せず、土壌・地下水汚染の状況を把握した場合には届出が必要

【有害物質取扱事業所での土地利用等の場合】

神奈川県

有害物質使用事業所において
形質変更する時

東京都、埼玉県、横浜市、川崎市 大阪府

有害物質使用事業所の廃止時等や
形質変更時

名古屋市

有害物質取扱事業者が
500m²以上の形質変更をする場合

三重県

有害物質取扱事業者が
300m²以上の形質変更をする場合。

5.6 自治体条例の関係、注意点

【残土（土砂）条例】

土木・建築工事に伴い発生する建設発生土（土砂等）の搬出・埋立を行う場合、自治体によっては事前に土壌試料の採取・分析が必要となることがあります。

【建設発生土の受入基準のある自治体（都道府県）】

※2025年2月1日現在

栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県、岐阜県、京都府、和歌山県、兵庫県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県

※その他、市町村ごとに条例を定めている自治体もあるため、搬出・埋立前には事前に確認が必要

※土壌試料の採取頻度・採取方法・採取深度・分析項目など自治体により若干異なる

5.7 その他

【ダイオキシン類による大気、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準】

(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/l 以下	日本産業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 (ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。以下同じ。)及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。 ¹⁵²)

5.7 その他

【特別管理産業廃棄物の判定基準（1/3）】

（廃棄物処理法施行規則第1条の2）

単位：mg/L
ND:検出されないこと

対象物質	燃え殻・ばいじん・鉱さい	廃油 (廃溶剤に限る)		汚泥・廃酸・廃アルカリ	
	燃え殻 ばいじん 鉱さい	処理物 (廃酸・廃アルカリ)	処理物 (廃酸・廃アルカリ以外)	汚泥	廃酸 廃アルカリ
アルキル水銀化合物	ND ※1	-	-	ND	ND
水銀又はその化合物	0.005 ※1	-	-	0.005	0.05
カドミウム又はその化合物	0.09	-	-	0.09	0.3
鉛又はその化合物	0.3	-	-	0.3	1
有機りん化合物	-	-	-	1	1
六価クロム化合物	1.5	-	-	1.5	5
砒素又はその化合物	0.3	-	-	0.3	1
シアン化合物	-	-	-	1	1
PCB	-	(廃油：0.5mg/kg)		0.003	0.03
根拠法令	判定基準省令 ※2	廃掃法 施行規則	判定基準省令 ※2	判定基準省令 ※2	廃掃法 施行規則
	別表第1・第5	別表第2	別表第6	別表第5	別表第2

※1：ばいじん及び鉱さい並びにその処理物に適用する。 ※2：金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令

5.7 その他

【特別管理産業廃棄物の判定基準（2/3）】

単位：mg/L
ND:検出されないこと

対象物質	燃え殻・ばいじん・鉱さい	廃油 (廃溶剤に限る)		汚泥・廃酸・廃アルカリ	
	燃え殻 ばいじん 鉱さい	処理物 (廃酸・廃アルカリ)	処理物 (廃酸・廃アルカリ以外)	汚泥	廃酸 廃アルカリ
トリクロロエチレン	-	1	0.1	0.1	1
テトラクロロエチレン	-	1	0.1	0.1	1
ジクロロメタン	-	2	0.2	0.2	2
四塩化炭素	-	0.2	0.02	0.02	0.2
1,2-ジクロロエタン	-	0.4	0.04	0.04	0.4
1,1-ジクロロエチレン	-	10	1	1	10
シス1,2-ジクロロエチレン	-	4	0.4	0.4	4
1,1,1-トリクロロエタン	-	30	3	3	30
1,1,2-トリクロロエタン	-	0.6	0.06	0.06	0.6
1,3-ジクロロプロペン	-	0.2	0.02	0.02	0.2
根拠法令	判定基準省令 ※2	廃掃法 施行規則	判定基準省令 ※2	判定基準省令 ※2	廃掃法 施行規則
	別表第1・第5	別表第2	別表第6	別表第5	別表第2 ¹⁵⁴

5.7 その他

【特別管理産業廃棄物の判定基準（3/3）】

単位：mg/L
ND:検出されないこと

対象物質	燃え殻・ばいじん・鉱さい	廃油 (廃溶剤に限る)		汚泥・廃酸・廃アルカリ	
	燃え殻 ばいじん 鉱さい	処理物 (廃酸・廃アルカリ)	処理物 (廃酸・廃アルカリ以外)	汚泥	廃酸 廃アルカリ
チウラム	-	-	-	0.06	0.6
シマジン	-	-	-	0.03	0.3
チオベンカルブ	-	-	-	0.2	2
ベンゼン	-	1	0.1	0.1	1
セレン又はその化合物	0.3	-	-	0.3	1
1,4-ジオキサン	0.5 ※3	5	0.5	0.5	5
ダイオキシン類 (単位はTEQ換算)	3ng/g ※4	-	-	3ng/g	100pg/L
根拠法令	判定基準省令 ※2	廃掃法 施行規則	判定基準省令 ※2	判定基準省令 ※2	廃掃法 施行規則
	別表第1・第5	別表第2	別表第6	別表第5	別表第2

※3：ばいじん及びその処理物に適用する。 ※4：鉱さい及びその処理物は除外する。

5.7 その他

【油臭の判定基準】

段階	内容
0	無臭
1	やっと感知ができるにおい (検知閾値濃度)
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい (認知閾値濃度)
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

【油膜の判定基準】

段階	内容
油膜なし	油膜が生じない
油膜あり	<ul style="list-style-type: none">・液面に油膜が確認された場合・液面に、黒色又は白色の油膜が浮遊している場合・光の干渉による干渉縞の形成又は鈍い銀白色の輝きが確認された場合

出典：「油汚染対策ガイドライン」

※この表は、調査を行う作業者が調査レポートを取りまとめる際の作業上の目安の例であって、何等かの基準値や標準を示すものではない。油臭の感じ方は臭いに敏感にならざるを得ない土地の使い方がどうか、原因となっている鉱油類の種類や性状等によって様々であり、表中のどの程度をもって油臭ありと判断するかはケースバイケースである。

5.7 その他

【残土（土砂） 条例に係る受入基準（1/2）】 千葉県の場合『千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例』

試験種別	分析項目	単位	受入基準
溶出量試験	カドミウム	mg/L	0.003以下
	全シアン	mg/L	検出されないこと
	有機燐	mg/L	検出されないこと
	鉛	mg/L	0.01以下
	六価クロム	mg/L	0.05以下
	砒素	mg/L	0.01以下
	総水銀	mg/L	0.0005以下
	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと
	P C B	mg/L	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下
	四塩化炭素	mg/L	0.002以下
	クロロエチレン	mg/L	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下

5.7 その他

【残土（土砂） 条例に係る受入基準（2/2）】 千葉県の場合『千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例』

試験種別	分析項目	単位	受入基準
溶出量試験	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下
	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下
	チウラム	mg/L	0.006以下
	シマジン	mg/L	0.003以下
	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下
	ベンゼン	mg/L	0.01以下
	セレン	mg/L	0.01以下
	ふっ素	mg/L	0.8以下
	ほう素	mg/L	1以下
	1,4-ジオキサソ	mg/L	0.05以下
	含有量試験	銅(農用地)	mg/kg
砒素(農用地)		mg/kg	15以下

5.7 その他

【有害物質に係る排水基準（1/3）】

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg Cd/L
シアン化合物	1 mg CN/L
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPNに限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L
六価クロム化合物	0.2 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L

5.7 その他

【有害物質に係る排水基準（2/3）】

有害物質の種類		許容限度
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L
チウラム		0.06mg/L
シマジン		0.03mg/L
チオベンカルブ		0.2mg/L
ベンゼン		0.1mg/L
セレン及びその化合物		0.1 mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：	10 mg B/L
〃	海域に排出されるもの：	230 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：	8 mg F/L
〃	海域に排出されるもの：	15 mg F/L
アンモニア、 アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：	100mg/L
1,4-ジオキサン		0.5mg/L

5.7 その他

【有害物質に係る排水基準（3/3）】

有害物質の種類		許容限度
水素イオン濃度 (水素指数)(pH)	海域以外の公共用水域に排出される もの：	5.8以上8.6以下
〃	海域に排出されるもの：	5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量（BOD）		160mg/L（日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）		160mg/L（日間平均 120mg/L）
浮遊物質（SS）		200mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）		5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）		30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数（※1）		日間平均 3000個/cm ³ （※1）
窒素含有量		120mg/L（日間平均 60mg/L）
リン含有量		16mg/L（日間平均 8mg/L）

※1：令和7年4月1日より大腸菌数として改め、日間平均800CFU（コロニー形成単位）/mLに許容限度が見直される。

5.7 その他

【下水道法の規定に基づく下水排除基準（1/4）】

ND:検出されないこと

対象物質又は項目	終末処理場を設置している公共下水の使用者			現に終末処理場を設置していない公共下水道の使用者
	特定事業場		非特定事業場	
	排水量 50m ³ /日以上	排水量 50m ³ /日未満		
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	0.03mg/L	0.03mg/L	-
シアン化合物	1mg/L	1mg/L	1mg/L	-
有機りん化合物	1mg/L	1mg/L	1mg/L	-
鉛及びその化合物	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L	-
六価クロム化合物	0.5mg/L	0.5mg/L	0.5mg/L	-
砒素及びその化合物	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L	-
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005mg/L	0.005mg/L	0.005mg/L	-
アルキル水銀化合物	ND	ND	ND	-
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003mg/L	0.003mg/L	0.003mg/L	-
トリクロロエチレン	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L	-
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L	-
ジクロロメタン	0.2mg/L	0.2mg/L	0.2mg/L	-
四塩化炭素	0.02mg/L	0.02mg/L	0.02mg/L	-
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	0.04mg/L	0.04mg/L	-
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	1mg/L	1mg/L	-

5.7 その他

【下水道法の規定に基づく下水排除基準（2/4）】

対象物質又は項目	終末処理場を設置している公共下水の使用者			現に終末処理場を設置していない公共下水道の使用者	
	特定事業場		非特定事業場		
	排水量 50m ³ /日以上	排水量 50m ³ /日未満			
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	0.4mg/L	0.4mg/L	-	
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	3mg/L	3mg/L	-	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	0.06mg/L	0.06mg/L	-	
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	0.02mg/L	0.02mg/L	-	
チウラム	0.06mg/L	0.06mg/L	0.06mg/L	-	
シマジン	0.03mg/L	0.03mg/L	0.03mg/L	-	
チオベンカルブ	0.2mg/L	0.2mg/L	0.2mg/L	-	
ベンゼン	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L	-	
セレン及びその化合物	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L	-	
ほう素及びその化合物	河川	10mg/L	10mg/L	10mg/L	-
〃	海域	230mg/L	230mg/L	230mg/L	-
ふっ素及びその化合物	河川	8mg/L	8mg/L	8mg/L	-
〃	海域	15mg/L	15mg/L	15mg/L	-
1,4-ジオキサン		0.5mg/L	0.5mg/L	0.5mg/L	-
フェノール類		5mg/L	5mg/L	5mg/L	-

5.7 その他

【下水道法の規定に基づく下水排除基準（3/4）】（ ）：製造業又はガス供給業の用に供する施設に適用

対象物質又は項目	終末処理場を設置している公共下水の使用者			現に終末処理場を設置していない公共下水道の使用者
	特定事業場		非特定事業場	
	排水量 50m ³ /日以上	排水量 50m ³ /日未満		
銅及びその化合物	3mg/L	3mg/L	3mg/L	-
亜鉛及びその化合物	2mg/L	2mg/L	2mg/L	-
鉄及びその化合物（溶解性）	10mg/L	10mg/L	10mg/L	-
マンガン及びその化合物（溶解性）	10mg/L	10mg/L	10mg/L	-
クロム及びその化合物	2mg/L	2mg/L	2mg/L	-
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L	-
アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380(125)mg/L 未満	380(125)mg/L 未満	380(125)mg/L 未満	-
水素イオン濃度（pH）	5(5.7)を超え 9(8.7)未満	5(5.7)を超え 9(8.7)未満	5(5.7)を超え 9(8.7)未満	5を超え 9未満
生物化学的酸素要求量（BOD）	600(300)mg/L 未満	600(300)mg/L 未満	600(300)mg/L 未満	-
浮遊物質（SS）	600(300)mg/L 未満	600(300)mg/L 未満	600(300)mg/L 未満	-

5.7 その他

【下水道法の規定に基づく下水排除基準（4/4）】 () : 製造業又はガス供給業の用に供する施設に適用

対象物質又は項目	終末処理場を設置している公共下水の使用者			現に終末処理場を設置していない公共下水道の使用者
	特定事業場		非特定事業場	
	排水量 50m ³ /日以上	排水量 50m ³ /日未満		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	5mg/L	5mg/L	5mg/L	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）	30mg/L	30mg/L	30mg/L	30mg/L
窒素含有量	240(150)mg/L 未満	240(150)mg/L 未満	240(150)mg/L 未満	-
りん含有量	32(20)mg/L 未満	32(20)mg/L 未満	32(20)mg/L 未満	-
温度	45(40)℃未満	45(40)℃未満	45(40)℃未満	45℃未満
よう素消費量	220mg/L	220mg/L	220mg/L	220mg/L
その他規制項目	生物化学的酸素要求量に類似した項目（COD等）及び大腸菌群数（※1）を除き、地方公共団体の横出し条例で終末処理場からの放流水に基準が定められている場合、その項目と数値を下水上排除基準として条例で定めることができる。			-

※1 : 令和7年4月1日より大腸菌数として改め、日間平均800CFU（コロニー形成単位）/mLに許容限度が見直される。